

特定非営利活動法人レストアート

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人レストアートという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都府京田辺市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、障がい者、児童、およびその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、お互いに助け合い、支え合う精神をもとに地域に根ざした介護サービスをはじめとする福祉に関する事業を行い、住み慣れた我が家や街で、最期までその人らしい生活が継続できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑧ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス
- ⑨ 児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援
- ⑪ 高齢者や障がい者等と地域住民との交流やコミュニティ形成を目的とした飲食店運営事業
- ⑫ 高齢者や障がい者等の買い物弱者に対する移動販売車等による物品販売事業
- ⑬ 高齢者や障害者等の就労支援のための農業生産・加工・販売に関する事業
- ⑭ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業
- ⑮ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する

こと。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松尾 隆昭
副理事長	山田 康弘
理事	石田 礼子
監事	河村 芳枝
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ① 個人

入会金	0 円
年会費	3,000 円

	② 団体	
	入会金	0 円
	年会費	30,000 円
(2)	賛助会員	
	① 個人	
	入会金	0 円
	年会費	一口 1,000 円(一口以上)
	② 団体	
	入会金	0 円
	年会費	一口 10,000 円(一口以上)

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人レスタート

1 事業実施の方針

- ◇ これまで実施してきた介護保険事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業）および認知症カフェ事業をさらに発展・充実させ、地域住民の多様なニーズに応えながら、より地域に根ざした継続的かつ質の高い介護サービスの提供を推進していく。
- ◇ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業については、地域ニーズおよび制度運用状況を踏まえ、関係行政機関との協議を継続しながら、認可要件等の整理および事業実施に向けた準備を進める。令和8年度においては、事業開始を前提とせず、必要な検討および環境整備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 介護保険法に基づく居宅サービス事業	・介護保険法に基づく居宅サービス事業を行う。	(A) 令和8年4月 ～令和9年3月 (B) 京田辺市内 (C) 14人	(D) 京田辺市在住の要介護高齢者 (E) 不特定多数	51,927千円
② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	・介護保険法に基づく介護予防サービス事業を行う。	(A) 令和8年4月 ～令和9年3月 (B) 京田辺市内 (C) 14人	(D) 京田辺市在住の要介護高齢者 (E) 不特定多数	4,223千円
③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	・介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行う。	(A) 令和8年4月 ～令和9年3月 (B) 京田辺市内 (C) 1人	(D) 京田辺市在住の要介護高齢者 (E) 不特定多数	6,000千円
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑧ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	・児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑨ 児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業	・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援	・児童福祉法に基づく障害児相談支援を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑪ 高齢者や障がい者等と地域住民との交流やコミュニティ形成を目的とした飲食店運営事業	・高齢者や障がい者等と地域住民との交流やコミュニティ形成を目的とした喫茶カフェ・食堂の運営を行う。	(A) 令和8年4月～令和9年3月 (B) 京田辺市内 (C) 10人	(D) 京田辺市在住の高齢者・そのご家族等 (E) 不特定多数	150千円
⑫ 高齢者や障がい者等の買い物弱者に対する移動販売車等による物品販売事業	・高齢者や障がい者等の買い物弱者に対する店舗または移動販売車による食料品・日用品の販売を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑬ 高齢者や障害者等の就労支援のための農作物の生産・加工・販売に関する事業	・高齢者や障害者等の就労支援のための農作物の生産・加工・販売を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑭ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業	・道路運送法に基づく福祉有償運送事業を行う。 ・本年度は来年度以降からの事業開始に向けた情報収集等を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑮ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	—	本事業年度は、実施予定なし。	—	—

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人レスタート

1 事業実施の方針

- ◇ これまで実施してきた介護保険事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業）および認知症カフェ事業については、引き続き地域住民の多様なニーズに対応しながら、事業内容の充実およびサービスの質の向上を図り、地域に根ざした継続的な支援体制の強化を目指す。
- ◇ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業については、令和8年度中に進めた準備および環境整備の成果を踏まえ、関係行政機関との連携のもと必要な手続きを進め、本年度中の早期事業開始を目指す。あわせて、既存の介護保険事業等との連携を図りながら、高齢者等の移動支援の充実および住み慣れた地域における継続的な生活支援体制の強化に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 介護保険法に基づく居宅サービス事業	・介護保険法に基づく居宅サービス事業を行う。	(A) 令和9年4月 ～令和10年3月 (B) 京田辺市内 (C) 14人	(D) 京田辺市在住の要介護高齢者 (E) 不特定多数	51,927千円
② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	・介護保険法に基づく介護予防サービス事業を行う。	(A) 令和9年4月 ～令和10年3月 (B) 京田辺市内 (C) 14人	(D) 京田辺市在住の要介護高齢者 (E) 不特定多数	4,223千円
③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	・介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行う。	(A) 令和9年4月 ～令和10年3月 (B) 京田辺市内 (C) 1人	(D) 京田辺市在住の要介護高齢者 (E) 不特定多数	6,000千円
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑧ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	・児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑨ 児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業	・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援	・児童福祉法に基づく障害児相談支援を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑪ 高齢者や障がい者等と地域住民との交流やコミュニティ形成を目的とした飲食店運営事業	・高齢者や障がい者等と地域住民との交流やコミュニティ形成を目的とした喫茶カフェ・食堂の運営を行う。	(A) 令和9年4月～令和10年3月 (B) 京田辺市内 (C) 10人	(D) 京田辺市在住の高齢者・そのご家族等 (E) 不特定多数	150千円
⑫ 高齢者や障がい者等の買い物弱者に対する移動販売車等による物品販売事業	・高齢者や障がい者等の買い物弱者に対する店舗または移動販売車による食料品・日用品の販売を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑬ 高齢者や障害者等の就労支援のための農業生産・加工・販売に関する事業	・高齢者や障害者等の就労支援のための農作物の生産・加工・販売を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑭ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業	・道路運送法に基づく福祉有償運送事業を行う。 ・令和8年度中に進めた事業開始に向けた準備等を踏まえ、関係機関との協議および必要な手続きを進めながら、本年度中の早期事業開始を目指す。	(A) 令和9年4月～令和10年3月 (B) 京田辺市内 (C) 10人	(D) 京田辺市在住の高齢者・そのご家族等 (E) 不特定多数	970千円
⑮ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	—	本事業年度は、実施予定なし。	—	—

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人レストート
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費		39,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取助成金		
受取補助金	300,000	300,000
4. 事業収益		
受託事業収益	420,000	
介護保険事業収益	63,000,000	
その他事業収益	60,000	
		63,480,000
5. その他収益		
受取利息収益		
雑収益		0
経常収益計		63,819,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	4,330,000	
給料手当	42,800,000	
法定福利費	6,700,000	
退職給付費用	880,000	
通勤費	620,000	
福利厚生費	350,000	
人件費計	55,680,000	
(2) その他経費		
売上原価		
業務委託費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費	30,000	
旅費交通費	30,000	
車両費	630,000	
通信運搬費	420,000	
消耗品費	840,000	
修繕費	50,000	
水道光熱費	240,000	
地代家賃	1,800,000	
賃借料		
広告宣伝費	50,000	
減価償却費	1,300,000	
保険料	500,000	
諸会費		
租税公課	40,000	
研修費	30,000	
支払手数料	660,000	
支払助成金		
支払寄付金		
支払利息		
雑費		
その他経費計	6,620,000	
事業費計		62,300,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
通勤費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費		
会議費	10,000	
旅費交通費		
車両費		
通信運搬費		
消耗品費	10,000	
修繕費		

科目	金額		
水道光熱費			
地代家賃			
賃借料			
減価償却費			
保険料			
諸会費	15,000		
租税公課			
支払手数料			
支払利息			
雑費			
その他経費計	35,000		
管理費計		35,000	
経常費用計			62,335,000
当期経常増減額			1,484,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除・売却損			
2. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,484,000
前期繰越正味財産額			11,876,904
次期繰越正味財産額			13,360,904

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 特定非営利活動法人レストート (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費		39,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取助成金		
受取補助金	300,000	300,000
4. 事業収益		
受託事業収益	420,000	
介護保険事業収益	63,000,000	
その他事業収益	1,060,000	
		64,480,000
5. その他収益		
受取利息収益		
雑収益		0
経常収益計		64,819,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	4,330,000	
給料手当	42,800,000	
法定福利費	6,700,000	
退職給付費用	880,000	
通勤費	620,000	
福利厚生費	350,000	
人件費計	55,680,000	
(2) その他経費		
売上原価		
業務委託費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費	30,000	
旅費交通費	30,000	
車両費	900,000	
通信運搬費	420,000	
消耗品費	840,000	
修繕費	50,000	
水道光熱費	240,000	
地代家賃	1,800,000	
賃借料		
広告宣伝費	50,000	
減価償却費	1,900,000	
保険料	600,000	
諸会費		
租税公課	40,000	
研修費	30,000	
支払手数料	660,000	
支払助成金		
支払寄付金		
支払利息		
雑費		
その他経費計	7,590,000	
事業費計		63,270,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
通勤費		
福利厚生費		
人件費計		0
(2) その他経費		
印刷製本費		
会議費	10,000	
旅費交通費		
車両費		
通信運搬費		
消耗品費	10,000	
修繕費		

科目	金額		
水道光熱費			
地代家賃			
貸借料			
減価償却費			
保険料			
諸会費	15,000		
租税公課			
支払手数料			
支払利息			
雑費			
その他経費計	35,000		
管理費計		35,000	
経常費用計			63,305,000
当期経常増減額			1,514,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除・売却損			
2. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,514,000
前期繰越正味財産額			13,360,904
次期繰越正味財産額			14,874,904